

I 法令で販売・所持が規制されているもの

1. 医薬品等

利用目的を問わず、以下に該当する出品を禁止します。

- (1) 第一類～第三類医薬品
 - (2) 体外診断用医薬品
 - (3) 処方箋医薬品、医療用医薬品
 - (4) 動物用医薬品、動物用医薬部外品
 - (5) その他、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という）において「医薬品」に該当するもの
 - (6) 医学等の基礎実験に使用されるものや、主に臨床研究を目的に患者由来の検体に対して使用される、いわゆる研究用試薬
- なお、薬機法に基づく承認前後に関わらず、自ら製造（他人に委託して製造する場合を含みます）、または輸入したものおよび日本国内で医薬品とみなされる成分を含んでいるものを含みます。
- (7) 許可なく製造、小分けされた医薬部外品
 - (8) 薬効表現、標榜が薬機法に抵触するもの
 - (9) 使用目的が医薬部外品の用途であるにも関わらず、医薬部外品として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品
 - (10) 開封済の医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、動物用医薬部外品
 - (11) 使用期限の切れた医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、動物用医薬部外品
 - (12) その他、当社が不適切と判断したもの

2. 化粧品（当社が化粧品と判断したものを含みます）のうち以下に該当するもの

- (1) 個人が製造したもの
- 小分けまたは注文を受けて必要量を小分けするものもこれにあたります。
- (2) 個人で輸入したもの
 - (3) 許認可のない手作りの化粧品類
 - (4) 詰め替えをした化粧品類
 - (5) 製造番号・製造記号（ロットナンバー）や成分表示が、商品本体やその外箱に記載されていないまたは削られている化粧品類
 - (6) 使用期限切れの化粧品類
 - (7) 薬機法により配合が禁止されている医薬品成分を含有する化粧品
 - (8) 使用目的が化粧品的用途であるにも関わらず、化粧品として薬機法上の承認・届出等がなされていない商品
 - (9) 開封済の化粧品
 - (10) その他、上記と同等品と判断されるもの

3. 人体、臓器、細胞、血液

4. 医療機器のうち、以下に該当するもの

- (1) 高度管理医療機器（コンタクトレンズも含みます）
- (2) 特定保守管理医療機器
- (3) 薬機法に基づく承認前の医療機器
- (4) 自ら製造（他人に委託して製造する場合を含みます）した医療機器
- (5) 自ら輸入した医療機器（日本国外からの出品や発送を示唆するものも含みます）
- (6) 針の付いた注射器（サージカルニードルなど）、注射針および穿刺（せんし）針
- (7) 販売に法律上の許可または届出を要する医療機器

※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成 16 年 7 月 20 日厚生労働省告示 298 号）別表第 3

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=81aa6500&dataType=0 を適宜参照してください。

5. 食品や食材のうち、以下に該当するもの

- (1) 食品衛生法および都道府県条例の規定に違反しているもの

食品衛生法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233>、東京都の食品安全情報サイト「食品衛生の窓」 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/> を適宜参照してください。

- (2) 販売にあたり法令上必要な要件を満たしていないもの

例：保健所などの許可がない加工食品、販売に特定の許可が必要な食品類

- (3) 開封済みのもの（複数の開封済みの食品を詰め合わせにする場合も含む）、消費（賞味）期限や保存期間の短いもの、消費（賞味）期限が切れているもの
- (4) 消費（賞味）期限および食品表示の記載のない食品
- (5) 消費（賞味）期限が到着後 1 週間以内に切れる食品
- (6) 生の食肉、魚介類
- (7) 健康増進法に違反する食品
- (8) 法令により販売などが禁止されていなくても、人体その他の生物体への毒性や刺激、興奮、精力増強等のために使用される性質を持つ食品
- (9) 身体への安全性が確認できない食品
- (10) その他、当社が不適切と判断したもの

なお、ペットフードにおいても食品と同様の出品ルールとなります。

6. 動植物およびその器官のうち、以下に該当するもの

- (1) 動物の生体のうち、以下に該当するもの

a ほにゅう類

b 鳥類

c はちゅう類

- (2) 種の保存法に基づいて指定された国内希少野生動物種（当該動植物種の卵や種子を含みます）

環境省「希少な野生動植物種の保全」 <https://www.env.go.jp/nature/kisho/index.html> を

適宜参照してください。

(3) 環境省より、種の保存法に基づいて新たに国内希少野生動植物種に追加予定として情報公開された動植物種（当該動植物種の卵や種子を含みます）

(4) 種の保存法に基づいて指定された国際希少野生動植物種の個体等のうち、同法に基づいて必要とされている登録等がないもの（漁業法など他の法令に基づき、当該登録等がなくても譲渡し等が認められている種の個体も含みます）

トラやヒョウの毛皮・はく製、アジアアロワナなどの国際希少野生動植物

うみがめ科（タイマイ等）の甲、およびそれらを用いた製品

一般財団法人自然環境研究センター「国際希少種の登録・製品認定」https://guide-ec.yahoo.co.jp/notice/rules/auc/detailed_regulations.html、環境省「自然環境・生物多様性」の「国際希少野生動植物種一覧」<https://www.env.go.jp/nature/kisho/global/list.html>を適宜参照してください。

(5) 環境省が定めるレッドリスト（海洋生物レッドリストを含みます）に掲載されている絶滅危惧種または準絶滅危惧種に該当する動植物種（当該動植物種の卵や種子を含みます）

環境省「自然環境・生物多様性」の「レッドリスト・レッドデータブック」

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/index.html>、環境省生物多様性センター「生物情報収集提供システム いきものログ」のレッドデータブック・レッドリスト

<https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/booklist>、環境省絶滅危惧種検索

<https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/env>を適宜参照してください。

(6) 外来生物法に基づいて指定された特定外来生物（動物に限らず、植物も含みます）

・特定外来生物は生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官なども含みます。

環境省「特定外来生物等一覧」<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>を適宜参照してください。

(7) 象牙および象牙製品全般（全形牙、カットピース、端材、印材、製品の一部に象牙が用いられているものなどを含みます）

(8) その他、当社が上記(1)～(7)に該当する可能性があると判断した動植物種（当該動植物種の卵や種子を含みます）

希少野生動植物種、レッドリストに掲載されている動植物種、特定外来生物のいずれも、学名に限らず、学名に相当する和名、通称その他の名称等規制の対象種であることを示唆するものを含みます。

(9) その他、法令に抵触するもの

(10) 法令等の規制対象に限らず、社会通念上相当な範囲を超えて入手または出品されており生態系や環境に悪影響を及ぼすおそれがあると当社が判断した動植物種（卵や種子を含みます）

7. 製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）が指定する商品について、安全基準を満たす「PS マーク」がないもの

(1) レーザーポインター

(2) モバイルバッテリー

(3) ガスこんろ

- (4) 石油ストーブ
- (5) 使い捨てライター
- (6) 乗車用ヘルメットなど
- (7) バッテリーが膨張、破損、故障した電化製品（スマートフォン・スマートウォッチ・PC 本体など）
- (8) 新品や未使用に近い状態ではない、外付け式や着脱式のバッテリー類（モバイルバッテリーなど）
- (9) 商品状態に関わらず、非純正（互換品）のバッテリー類
- (10) 法令に抵触するトランシーバーなど
- (11) 下記の表示・マークが貼付されていない商品（偽造された表示・マークを貼付している場合も含む）

■PSC マーク

※登山用ロープ、家庭用の圧力なべおよび圧力がま、乗車用ヘルメット、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライター

■PSE マーク

※直流電源装置（AC アダプター、充電器等）、エル・イー・ディー・電灯器具、エル・イー・ディー・ランプ、リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）

■PSTG マーク

※半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、半密閉燃焼式ガスストーブ、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー、開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガス瞬間湯沸器、開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガスストーブ、密閉燃焼式・屋外式ガスバーナー付ふろがま、ガスこんろ

■PSLPG マーク

※半密閉式瞬間湯沸器、半密閉式ストーブ、半密閉式バーナー付ふろがま、ふろバーナー、ふろがま、カートリッジガスこんろ、ガス栓、開放式・密閉式・屋外式瞬間湯沸器、開放式・密閉式・屋外式ストーブ（屋外式カートリッジガスストーブも含む）、密閉式・屋外式バーナー付ふろがま、一般ガスこんろ、調整器、高圧ホース、低圧ホース、対震遮断器、ガス漏れ警報器

■E マーク

※自動車用チャイルドシート

■技適マークが貼付されていない無線機器

電波法令で定められている技術基準に適合していることを証明する技適マークが貼付されていない無線機器

- (13) その他、当社が不適切と判断したもの

経済産業省「製品安全」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/anzen/index.html> を適宜参照してください。

8. 銃器、弾薬あるいは武器として使用されるおそれのあるもの

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という）の規制対象に限らず、以下に該当するものを出品禁止とします。

- (1) 銃器類（銃刀法第 14 条に基づき美術品または骨董（こっとう）品として価値があると
して都道府県の教育委員会に登録された火縄式銃砲等の古式銃で、現代銃に改造されてい
ないものを除きます）
- (2) 弾丸（使用済みも含みます）
- (3) 刀剣（上記銃刀法第 14 条に基づき美術品として価値のある刀剣類として都道府県の教
育委員会に登録がある太刀、刀、脇差し、短刀、やり、なぎなた、ほこを除きます）
- (4) ダガーナイフ
- (5) ボウガン
- (6) スタンガン
- (7) スリングショット
- (8) 催涙スプレー
- (9) 秘匿性の高い刃物
- (10) ヌンチャク
- (11) ナックルガード
- (12) 警棒
- (13) 模擬銃器、模造けん銃や改造エアガン、それらの部品
- (14) SMG マーク、STGA マークまたは SPG マークの確認できないモデルガン
- (15) 拳銃部品
- (16) 砲弾
- (17) 改造モデルガン
- (18) 金属製のモデルガン
- (19) クロスボウ
- (20) 洋弓銃
- (21) 多節棍
- (22) トンファー
- (23) バタフライナイフ
- (24) 手裏剣
- (25) スピアガン
- (26) 水中銃
- (27) メリケンサック
- (28) 主に武器としての用途と判断される刃物類
- (29) 危険性のある護身、防犯グッズ
- (30) 銃刀法などの法律に違反するおそれのあるもの
 - ※銃刀法違反に該当する刃物類
 - ・模造けん銃/模擬銃器に該当するおそれのあるモデルガン
 - ・準空気銃規制に違反するおそれのあるエアガンなど
- (31) その他当社が該当すると判断した商品

9. 以下に該当する自動車、オートバイ等の道路運送車両

- (1) 自動車・オートバイのうち、道路運送車両法上の所有者の変更登録が直ちにできない、
またはそのおそれがあるもの
- (2) 違法改造がされているなど、道路運送車両法上の保安基準を満たしておらず道路を走行
できないもの（部品取り目的の車両やレーシングカーなど、平常時に道路での走行を目的

としていない車両を除きます)

(3) 以下のいずれかの改造をおこなっている自動車車体および自動二輪車

- ・灯火類の灯火の色等の変更
- ・運転席および助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼り付け
- ・ディーゼル自動車の排出する黒煙
- ・タイヤおよびホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し
- ・突入防止装置の切断、取り外し、荷台さし枠の取り付けおよび排気管の開口方向違反
- ・消音器(マフラー)の切断、取り外し
- ・前面ガラス等への装飾板の取り付け
- ・基準外のウイングの取り付け
- ・速度抑制装置(スピードリミッター)の解除、取り外し

10. 開錠工具、錠と一対になっていない鍵、マスターキーなどの、窃盗の手段として用いられるおそれのあるもの

- (1) 犯罪に使用されるおそれのあるピッキングツール
- (2) 破壊用シリンダー回し
- (3) ホールソーのシリンダー用軸
- (4) サムターン回し

11. 宝くじ、勝馬投票券、toto など

- (1) 宝くじ
- (2) 富くじ
- (3) 公営競技投票券
- (4) スポーツ振興くじ

12. 窃盗など不正な手段で入手した商品等

- ・化粧品などのテスター、試供見本品
- ・一般的な経路では市場に流通し得ないもの
- ・出品内容から盗難・拾得・横領したと判断されるもの
- ・その他、当社が不適切と判断したもの

13. 肥料のうち、以下のいずれかに該当する商品

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（以下「肥料品質確保法」といいます）に基づく保証票の添付がない普通肥料（既製品を小分けにしたものも含みます）
- ・肥料品質確保法に基づく表示がない堆肥、動物の排せつ物および混合特殊肥料
- ・肥料品質確保法に基づき販売業務についての届出をしていないものによって出品された肥料
- ・肥料品質確保法に基づき必要な届出または登録がされていない肥料
- ・肥料品質確保法に基づき販売が禁止された肥料
- ・ラベル（保証票）が添付された肥料を小分けしたものであって、その小分けした肥料にラベル（保証票）の添付がないもの
- ・その他肥料品質確保法に抵触する肥料

14. 農薬等のうち、以下のいずれかに該当する商品

- ・農薬取締法に基づく表示がされていない農薬
- ・既製品を小分けにした農薬
- ・農薬取締法に基づく届出をしていない者によって出品された農薬
- ・農林水産省令により販売が禁止された農薬
- ・農薬取締法に基づき農薬として使用できないにもかかわらず、その旨が表示されていない除草剤
- ・農薬取締法に基づき販売が禁止された農薬
- ・国内で登録されていない農薬
- ・ラベルが剥がれた農薬
- ・その他農薬取締法に抵触する農薬

15. 法令に抵触するサプリメント類

- (1) 医薬品に該当する成分が含まれている等、成分の形成で法令に抵触するもの
- (2) 海外並行輸入品
- (3) 薬効表現、標榜が法令に抵触するもの
- (4) その他、人体に危険を及ぼす可能性があるものとみなされるもの

16. 麻薬全般

- (1) 麻薬、あへん、覚せい剤、向精神薬などの薬物
- (2) 大麻草やけしなどの植物

17. 偽造文書等

- (1) 偽造された文書、有価証券、通貨
- (2) 偽造キャッシュカード、偽造クレジットカード、偽造テレホンカード
- (3) ホワイットカード・IC チップ
- (4) データスキミング装置
- (5) 偽造印鑑

18. 違法行為(ダフ屋行為等)により入手したチケット、金券

- (1) 違法行為(ダフ屋行為等)により入手したチケット、金券

19. 販売に際して法令で義務づけられている許認可や資格条件を満たしていない商品等

20. 法令により所持や売買が禁じられている商品等

II 公序良俗、モラルに反するもの

21. 危険ドラッグ、精力剤、媚薬（びやく）、毒性植物などの、法令により販売などが禁止されていなくても、人体その他の生物体への

毒性や刺激、興奮、精力増強等のために使用される性質を持つ、薬物、食品、植物等

規制薬物・危険ドラッグ類（禁止されている出品物）

- ・規制薬物に該当するもの
- ・合法ハーブなどと称される危険ドラッグ全般
- ・神経作用などの注意が必要とされるキノコ類などの食品
- ・利用方法により毒性を有する植物
- ・その他、薬物に関する法律に抵触するものや当社が不適切と判断したもの

※精力剤に関連して

法令により販売などが禁止されていなくても、人体その他の生物体への毒性や刺激、興奮、精力増強等のために使用される性質を持つ危険ドラッグ類、食品、摂取目的の植物等の商品は出品できません。

以下の文言が商品名に含まれる商品、もしくは以下の文言が商品説明文等に記載されている商品

精力、絶倫、勃起、陰茎、強精、射精、早漏、男性機能、性的機能、生殖機能、バイアグラ、ナイトライフ、ナイトサプリ

※毒性植物に関連して

- ・利用方法により毒性を有する植物

22. 転売する目的で入手したと当社が判断するチケット

23. 安全のために制御されている機能等を解除・回避できる部品、またはその部品が取り付けられた物品、交通取締を免れる等の脱法目的に利用されるおそれのある商品

(1) シートベルトキャンセラー（シートベルト未装着時に鳴る警告音を消す装置）など

(2) エルジョイントなど

(3) 道路運送車両法に抵触するナンバープレートカバー、フレーム、ボルトカバー※

※に関しては、オービス撮影対策の赤外線ナンバープレートや、風圧で倒れるナンバープレート、ナンバープレートカバー（透明なナンバープレートカバーも含みます）等が禁止商材の対象となります。

24. 違法行為に使用されるおそれがあると当社が判断した商品等

25. 公序良俗に反するもの、またはそれらの可能性があるると当社が判断した商品等

26. 反社会的なもの、または反社会的勢力に関連するもの、あるいはそれらの可能性があるると当社が判断した商品等

- (1) 反社会的勢力の名称・ロゴ等が入っている商品
- (2) 反社会的宗教団体と関連する商品

27. スポーツイベント会場で撮影された特定個人を被写体とした写真のうち、出品物そのものが一般的に市場で流通していないことが疑われるもの

28. 汚物、排泄物、廃棄物、動物死体

29. 死体画像、犯罪現場の画像

30. モザイク除去機器

31. 一度使用されたことのある鍵、マスターキー

32. 犯罪を誘発するおそれのある商品

- (1) 犯罪方法やテロ行為の手引き、爆発物や武器の製造方法を伝授する商品

Ⅲ 商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの

33. 携帯電話のうち、以下に該当するもの

- (1) 利用制限がかかったもの
- (2) 契約中の携帯電話、端末購入時の割賦金を完済していない携帯電話
- (3) 不正に入手された携帯電話
- (4) 初期化されていないもの
- (5) アクティベーションロックが解除されていないもの
- (6) ネットワーク利用制限がかかっているもの
- (7) 完済していることが明確に証明されていないもの
- (8) 解約前のプリペイド式携帯電話
- (9) 全ての SIM カード（eSIM エントリーパッケージも含む）
- (10) 利用制限や契約中、支払が残っている等の携帯端末
- (11) その他、当社が不適切と判断したもの

34. 譲渡転売が禁止されている商品

- ・ 預貯金または証券の口座、預貯金通帳、クレジットカード、キャッシュカード、ローンカード
- ・ 航空会社のマイレージ、その他各種ポイントカード、会員証
- ・ 航空券、乗車券、入場券
- ・ サンプル盤、デモ盤として貸与されている CD、DVD、ソフト
- ・ 企業が販促のために頒布しているポスター、パンフレット、看板
- ・ 開通済みの PHS、ポケットベル
- ・ 当社ノベルティ商品

・メーカーが転売禁止を公表している商品（流通経路がメーカー直販のみの商品）であり、小売店等の一般消費者向け販売店から仕入れられたもの

IV 悪用されるおそれのあるもの

35. 議決権行使書面

36. 個人情報、不正競争防止法に定める営業秘密等

- (1) 身分証明書
- (2) 住所情報、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、登記簿謄本
- (3) 名簿、卒業アルバム
- (4) メールアドレス、名刺、その他個人情報に該当するもの
- (5) 名前や住所などの投稿や収集をすること
- (6) メルカリ以外で、取得した名前や住所を利用すること
- (7) 紳士録
- (8) 他人の ID またはパスワード
- (9) その他、当社が不適切と判断したもの

37. 公的機関等の発行による免許、許可証、証明書

- (1) 運転免許証
- (2) 出入国用パスポート
- (3) マイナンバーカード
- (4) 法令に基づいた許可証
- (5) 健康保険証
- (6) その他、公的機関にて発行される個人を特定する情報が記載された証明書類
- (7) その他、当社が不適切と判断したもの

38. 診断書、領収書などの詐欺・脱税の手段として用いられるおそれのあるもの

- (1) 領収書
- (2) レシート

39. 盗聴器、超小型カメラ、赤外線カメラなどの、盗聴および盗撮の手段として用いられるおそれのあるもの

- (1) 盗撮用小型カメラ
- (2) ピンホールカメラまたは小型カメラが仕込まれたカモフラージュカメラ(ペン、めがね、時計等、カメラ以外の商品に見せかけたカメラ)
- (3) コンクリートマイク
- (4) 盗聴電波受信用のレシーバ

40. 警察、消防、公共交通機関、郵便・運送業者等の制服や警察手

帳、公的機関の身分証など、身分を偽るために用いられた場合に個人の住居、公共の危険が発生する場所等への侵入を容易にする可能性が高いと当社が判断した物品等

- (1) 官公庁または企業の入館証、社員章
- (2) 議員バッジ、弁護士バッジ等の役職や身分を示すバッジ

41. 盗撮、レイプ、獣姦などを題材とする商品・コンテンツならびに被撮影者の意思に反して撮影されたなどの事情により当社が不適切と判断したアダルト商品およびアダルトコンテンツ

- (1) 盗撮写真
- (2) 盗撮ビデオ
- (3) 盗聴または無断録音されたテープ類

42. 印影から印章を作成するサービス

V 青少年の保護育成上好ましくないもの

43. 使用済みの商品のうち、以下に該当するもの

- (1) 体操服、学用ブルマ、スクール水着、学生服

違反となるものの具体例

- ・クリーニング済みのスクール水着、体操着、学生服類

- (2) 下着(補正用、ウエディング用およびマタニティー用のインナーウェア(下着)は、出品ルールを順守した上で出品が可能です)

違反となるものの具体例

- ・試着や水通しを行った下着類
- ・新品であることが証明できない下着類
- ・クリーニング済みの使用済み下着類
- ・記載内容、金額や着用画像の掲載などによりブルセラと誤認する可能性があるとして当社が判断するもの

- (3) アダルトグッズ

いわゆる大人のおもちゃ、マッサージ目的をうたう商品

■商品の形状、機能・構造、パッケージ等から下記条件に該当する商品

- ・性的感情を刺激するまたは性的欲望を満たすために使用される玩具、道具
- ・性器を露骨に表現しまたは容易に連想させる形状の玩具、道具
- ・専ら性的な行為の用に供する商品(コンドームを除く)に該当すると確認した商品

(商品例)

SMグッズ(手枷、足枷、鞭)、オナホール、ダッチワイフ、エアドール、ラブドール、ラブピロー、バイブレーター、ピンクローター、コックリング、包茎矯正リング、ペニス増大器具、ディルド、マグラ、ペニスバンド、膣トレーニンググッズ、アナルパール、媚薬、ラブコスメ、スケベ椅子

※ローション、ジェルに関しては性的行為を示唆する表現の記載を禁止いたします。

- (4) その他不衛生なもの

44. 児童ポルノまたはそれに類する商品等・コンテンツ

服装、肢体、タイトル、商品説明などから、18歳未満の者の性的な姿態を連想させるもので、漫画・アニメーション、フィギュアなどの商品も含まれます。

- (1) 児童の性的描画、描写のあるもの
- (2) 児童の性的な表現のあるもの
- (3) 児童の裸姿、下着姿の描画、描写のあるもの
- (4) 服装、肢体、タイトル、商品説明、作品内容などから、児童の性的な姿態を連想させると弊社が総合的に判断した商品
- (5) その他、上記に該当するとみなされるもの

45. 書籍など無修正のアダルト商品およびアダルトコンテンツ

46. 以下に該当するアダルト商品およびアダルトコンテンツ

- (1) DVD、Blu-ray 等のアダルトメディア商品のうち、日本の倫理団体等による承認・認証マークがないと当社が判断するもの
 - a アダルト DVD (Blu-ray など含む)
 - b アダルトゲーム
 - c アダルトグッズ類
 - d アダルト雑誌
 - e R18 指定のアダルト商品
 - f 性的な表現（描画、描写など）のあるもの
 - g その他、上記に該当するとみなされるもの
- (2) 動画ファイルおよび画像ファイルの提供（ダウンロード販売を含む）、ストリーミング配信によるものなど、無体物のアダルト商品およびアダルトコンテンツ

47. 映像商品のうち、以下に該当するもの

- (1) ダウンロード販売を含む動画ファイルの提供やストリーミング配信等、無体物の商品
- (2) アイドルやモデル等を紹介するために制作されたいわゆるイメージビデオやそれに類するもの（以下、「イメージビデオ」といいます）のうち、個人が撮影したことが疑われるもの
- (3) イメージビデオやイベント等の映像のうち、映像商品内の映像キャプチャーのみが掲載されているなど出品画面上での商品画像または商品説明から、一般的に市場で流通していないことが疑われるもの

48. 当社が指定する青少年の保護育成上好ましくないビデオ、DVD、写真集、ゲームソフト、書籍、雑誌、フィギュア等

49. 性風俗店の宣伝広告、チケット

VI 危険なもの

50. 毒物および劇物

毒物及び劇物取締法に基づく販売業の登録の有無にかかわらず、出品できません。

51. 放射性物質を含むおそれがあるもの

原子力に関連する法令の規制対象に限らず、以下に該当するものを禁止とします。

- (1) 原子力に関連する法令の規制値を超える放射性同位元素を含むおそれのあるもの
- (2) ウラン化合物など、核燃料物質に該当するおそれがあるもの
- (3) ウラン鉱など、核原料物質に該当するおそれがあるもの
- (4) その他当社が該当すると判断したもの

52. チャイルドシートおよびその取付具

自動車用チャイルドシート（自動車用ジュニアシートなども含みます）およびその取付具のうち、国土交通省が定める安全基準に適合しておらず、それらを用いて走行した場合に道路運送車両法及び道路交通法違反となる商品

- ・ ISOFIX 式のチャイルドシートを後付けで取付する器具など

53. 経済産業大臣、高圧ガス保安協会または指定検査機関の検査を受けていない、高圧ガス保安上の容器検査が必要な容器

- ・ スキューバダイビングに用いる酸素タンク

54. 危険物や安全性に問題があるもの

- (1) 花火
- (2) 火薬
- (3) 灯油
- (4) ガソリン
- (5) 爆発物、各種高圧ガス、液化石油ガス ※家庭用の花火は除く
- (6) 開封済みの衛生用品

55. シンナーなどの有機溶剤、ガス

VII 他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの

56. 著作権、商標権、パブリシティー権、育成者権などの知的財産権などを侵害する商品等

- (1) 偽ブランド、真贋（しんがん）が不明であることを示唆している商品、無断複製した音楽 CD や映画、ゲームソフト、コンピューターソフト、書籍、海賊版、テレビを録画し

たもの、あるいはそれらを記録した電子機器など

- (2) 権利者から貸与されている実態があると当社が判断した CD、DVD、ゲームソフト、コンピューターソフト、書籍など
- (3) アイドルなどのコラージュ画像（アイコラ）
- (4) 育成者権者の許諾がない状態で、無断増殖した種子や苗など
- (5) その他、当社が上記権利を侵害すると判断できるもの

違反となるものの具体例

- ・権利商品のロゴ、デザインやマークを許諾なく使用していると判断される商品
- ・ブランド品の全部または一部を加工したリメイク品
- ・他の洋服等に付ける素材として出品されたブランドのロゴワッペンなど
- ・許諾なくキャラクターなどを使用したハンドメイド品、同人誌など
- ・商品名や商品説明に、権利侵害の恐れがあるブランド名やキャラクター名などを記載すること(XX 風、XX 系、XX タイプなど)
- ・商品名や商品説明に、商品とは無関係のブランド名やキャラクター名(類似するブランド、キャラクターも含む)を記載すること
- ・第三者が権利を有しているブランド品のロゴ・デザインと酷似している商品
- ・当社が特定のブランドを想起すると判断した商品
- ・違法に複製された音楽 CD や DVD(個人的に複製したものを含む)
- ・コピーガード(無断複製を防止)を回避するツール
- ・その他、侵害行為を幫助する商品・正規品と確証がない商品と判断した場合
- ・当社が正規品と確証がない商品と判断した商品

違反となるものの具体例

- ・真正のブランド品であると証明できない商品
- ・レプリカ、ブランド品の一部や包装用具を加工したリメイク品
- ・その他、消費者がブランド品と混同、誤解、類似するものと意識する商品
- ・その他、他人の商標権を侵害する商品
- ・CD・DVD・ビデオ・テープ・ソフトウェア・ゲームソフトなどのコピー、複製されたデジタルデータそのものおよびその記録媒体、テレビ・ラジオの録画録音テープ、海賊版、許諾なく他人の著作物をプレインストールしたハードウェアなどの機器、いわゆるマジコン、コピーガードキャンセラー、スクランブルキャンセラー、MOD チップ、ベータ版、アカデミーパックの転売、ボリュームライセンス商品の転売・ばら売り・その他、他人の著作権を侵害する商品
- ・アイドルコラージュ、有名人の生写真、有名人の画像や名前を無断でを使用した商品
- ・他人の業務を妨害したり迷惑をかける商品、他人を誹謗、中傷、差別するおそれのある商品、その他他人の名誉、信用を毀損する商品
- ・その他、他人の権利を侵害する商品

模倣品を流通させない取り組みとして、以下のようなケースでも「正規品と確証のない商品」として削除の対象となる

- ・購入時レシートの写真掲載がない場合
- ・シリアルナンバーの写真掲載がない場合
- ・購入経路が不明確の場合

著作権侵害の例

侵害例：キャラクターを模倣してハンドメイド作品として販売すること

商標権侵害の例

侵害例：ロゴマークを許諾なく使用した商品を販売すること

意匠権侵害の例

侵害例：ブランドマークを使用していなくても、デザインを真似た商品を販売すること

不正競争防止法違反の例

侵害例：偽物と分かって作成したり、販売したりすること

57. 著作権を侵害するコンテンツ（もっぱら著作権侵害行為に用いられるものを含む）のダウンロード先や入手方法を案内または提供するもの、および著作権を侵害する態様でコンテンツを電子的手段で送付するもの

・「有料ソフトや有料動画などを無料で手に入れる方法」など情報として出品し、権利者が用意しているものとは異なる URL から著作物をダウンロードさせるもの

・ソフトウェア等著作物の「マニュアル」「インストール手順書」などとして出品し、URL から当該著作物をクラックするプログラムをダウンロードさせるもの

VIII その他当社が不適切と判断したもの

58. たばこ

国産、外国産、入手経路（海外からのおみやげなど）を問いません。また、ニコチンを含む電子たばこも含みます。

違反となるものの具体例

- ・たばこ、葉巻
- ・ニコチンが含まれる電子タバコ、リキッド
- ・ニコチンやタールが含まれるもの全般
- ・その他、当社が不適切と判断したもの

59. 情報のうち、具体的な根拠をともしないもの

(1) 情報商材

60. 特定商取引法で定める特定継続的役務

消費者庁「特定商取引法ガイド」<http://www.no-trouble.go.jp/> を適宜参照してください。

- (1) エステティック
- (2) 美容医療

- (3) 語学教室
- (4) 家庭教師
- (5) 学習塾
- (6) 結婚相手紹介サービス
- (7) パソコン教室の7つの役務が対象

61. 特定継続的役務以外の役務（サービス）のうち、以下に該当しないもの

- (1) 映像・音楽制作、写真撮影、イラスト・アート制作、インターネット関連のコンテンツ制作
- (2) 翻訳・通訳、楽器演奏レッスン、趣味・スポーツの指導、エステティックの指導、料理教室、またはその他の指導ならびにレッスン
- (3) 歌唱、司会、ナレーション、アフレコ、お笑い、パフォーマンスの実演、イベント・講演の開催

(4) 家事代行

家事代行とは、掃除、洗濯、炊事、日用品の買い物、家具の移動および片づけに限ります

(5) ファッションコーディネート、着付け

(6) 購入代行

以下のカテゴリに出品することが相当な商品および以下のカテゴリの商品と同等の用途を持つ商品（印紙等）の購入代行は禁止します。

- a アンティーク、コレクション > 切手、はがき
- b アンティーク、コレクション > 貨幣
- c チケット、金券、宿泊予約
- d オークション > その他

(7) 結婚式の相談、子育てに関する相談

(8) 司法書士、行政書士、社会保険労務士、および税理士の資格を要する相談

(9) 自動車およびオートバイのナビゲーション取付、オーディオ取付、ETC 取付

(10) スポーツ用品の修理、楽器の修理や改造、ファッション用品の修理、時計の修理、おもちゃの修理、ゲーム機の修理

なお、いずれも出品者本人による役務提供でなければいけません。ただし、出品者が出品者本人を含む複数名によって役務提供をすることは可能です。上記に名目上該当する役務（サービス）であっても公序良俗に反する場合や、本サービスの適正な運営にあたり適切ではないと当社が判断するものは出品できません。

違反となるものの具体例

- ・お店の予約や引っ越し作業の代行
- ・宿題や自由研究、論文など、本来自らが行うべき行為の他者による代行・代筆（完成品を含む）
- ・ヒーリングやお祓いなど、行為自体に価値があるもの
- ・自宅や別荘などの貸し出し
- ・SNS などインターネットサービスを利用するためのアカウント（ID）
- ・会員特典など、利用に本人確認が必要なサービスの使用権利（会員権を含む）
- ・ホテル等宿泊施設の使用権利
- ・その他、当社が不適切と判断したもの

62. 金融商品取引法に定める金融商品（ただし、通貨を除きます）、仮想通貨（暗号資産）、仮想通貨のハードウェアウォレット（ただし、当社が未開封の製品と判断したものを除きます）

63. 電子決済の支払いに用いる読み取り端末

64. ゲーム内のキャラクター・アイテム・通貨などの電子データおよびウェブサービスのアカウント

ゲーム、SNS、ECのほか、サブスクリプション形式のコンテンツやサービスに紐づくアカウントなど、ウェブサービスのアカウントの出品は禁止します

違反となるものの具体例

- ・PC、スマホ、テレビ、アーケードゲームのアカウント
- ・ゲーム内通貨やアイテム
- ・ゲームアイテムなどが取得できるシリアルコード
- ・その他、当社が不適切と判断したもの

65. 中古エアバッグ

中古エアバッグとは以下のものを指します

- ・インフレーターが付属したエアバッグ
- ・エアバッグ用インフレーター単体
- ・一度でも車体に取り付けしものを中古と判断します
- ・状態や取り付け履歴について明記がない場合でも、商品説明や出品の状況から、当社が中古であると判断する場合を含みます

66. 商慣習上、相当な範囲を超えて現金等を取得させることを目的とした商品等、またはそれらの可能性があるとして当社が判断した商品等

67. 災害などの緊急事態において、供給不足となっている物品のうち以下に該当するもの

- (1) 供給不足により人の身体・生命に影響がある物品のうち、不当な利益を得る目的で入手し、出品していると当社が判断する出品
- (2) 災害などの緊急事態における取引が社会的な悪影響をもたらすおそれがあるとして当社が別途一時的に指定する物品

【対象商品】犬・猫用の療法食および特別療法食

68. 新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて、当社が指定する以下の商品

- (1) 専ら新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、予防、診断、治療、症状の改善に用

いられるものまたはその実態があると当社が判断するもの

- ・PCR 検査キット
- ・抗体検査キット
- ・抗原検査キット
- ・ワクチン接種証明書等
- ・新型コロナウイルスワクチン接種券およびそれに類するもの
- ・興行主による感染防止対策の妨げとなる恐れのあるチケット（Jリーグ観戦チケット、プロ野球観戦チケットなど）

※感染の流行状況や社会情勢に鑑み、上記以外の関連商品についても対象とする場合があります

・ワクチン接種証明書に類するものと当社が判断したものを含みます。予防、診断、治療、症状の改善に用いられるものは、薬機法の対象（医薬品等）に限定されません。

(2) 衛生マスク

経済産業省「マスク・消毒液等について」<https://www.meti.go.jp/covid-19/mask.html> を適宜参照してください。

【禁止対象となる衛生マスクについて】

家庭用マスクをはじめ、医療用マスクや産業用マスク等、一般に市販されている健康・予防、衛生環境の維持等に用いられるマスクが幅広く含まれます。

- ・ 家庭用マスク：カゼ、花粉対策などの目的で日常に使われるマスク
- ・ 医療用マスク：主に医療現場もしくは医療用に使用される感染防止用マスク
- ・ 産業用マスク：主に工場などで作業時の防塵対策として使用されるマスク

※個人が自作したマスクも用途、素材、形状等に応じて対象となります。

(3) 消毒や除菌に用いる商品または代用品のうち、以下に該当するおそれがあると当社が判断するもの

- ・ 消毒用エタノール
- ・ 手指消毒剤（液体状、シート状、ジェル状など形状を問いません）
- ・ 消毒用タオル
- ・ アルコール綿
- ・ 殺菌消毒薬
- ・ ハンドソープ
- ・ 消毒・除菌用の食品添加物
- ・ 消毒・除菌用の石けん類
- ・ 除菌シート、除菌ジェル、除菌タオル
- ・ 専ら手指消毒液を代用する目的で製造されたアルコール度数 60 度以上の酒類
- ・ 消毒用うがい薬、のどスプレー

濃度は問わず、アルコールを含有するもの（液体状、シート状、ジェル状など形状を問いません）

(4) その他、新型コロナウイルス感染症流行下における取引が不適切と当社が判断するもの

69. 現金、金券類、カード類

- (1) 現在流通している国内の貨幣（記念硬貨含む）
- (2) 現在使用可能な海外紙幣
- (3) 残高のあるプリペイドカード類（QUO カード、図書カード、テレホンカードなど）
- (4) チャージ済みのプリペイドカード類（Suica、楽天 Edy、nanaco、WAON など）
- (5) オンラインギフト券（iTunes カード、Amazon ギフト券など）
- (6) 商品券、ギフト券
- (7) 旅行券
- (9) 債券、小切手、未使用の切手(円)、収入印紙、登記印紙
- (10) 貴金属の地金（金属塊、インゴット、延べ棒、ゴールドバーなど）、地金型金貨
- (11) その他、金銭と同じ意味を持つもの

70. チケット類

- (1) 記名式チケットや、個人情報の登録のあるチケット
 - (2) 電子チケット
 - (3) 電子クーポン
 - (4) 電子コード
 - (5) QR コード
 - (6) カフェやコンビニ等のギフトコード
 - (7) SIM 等の通信サービスやその他各種商品
 - (8) サービス・機能を利用するためのコード類
 - (9) 電子コードで利用可能な映画チケット
 - (10) 電子コードで利用可能な握手券
 - (11) 電子コードで利用可能な株主優待券
 - (12) 使用が利用者本人に限られているもの
 - (13) 出品者の手元にない、まだ発券されていない状態のチケット類（予約番号のみも含む）
 - (14) 代金支払い証明書・引換票・別途支払いが必要となるチケット
 - (15) その他、上記と同等とみなされるもの
- ※取引メッセージを利用してデータやコード送付が可能な商品全般を禁止しています（商品の一部が電子コードである場合も含む）。
- ※上記に該当する商品の URL やコード等を、電磁的手段で送付せず、印刷等した物を送付する場合も違反です。

71. ダウンロードコンテンツやデジタルコンテンツなどの電子データ

- (1) 公式ホームページ等から電子コード等の情報を入力してダウンロードする PC ソフトやアプリケーション、ゲームソフト
 - (2) インターネット上からダウンロードする画像やイラスト、書籍、文書、音楽、映像等のデジタルコンテンツ
- ※上記をダウンロードするための電子コード等の情報も違反です。また、その電子コード等の情報を、電磁的手段で送付せず、印刷等した物を送付する場合も違反です
- (3) その他、当社が不適切と判断したもの

72. 受け渡しに伴う手続きが複雑なもの

- (1) 土地や建物などの不動産および不動産に関する権利
- (2) その他、当社が不適切と判断したもの

73. 手元にならないもの

- (1) 発売前・公開前の商品を予約、取り寄せで販売すること
- (2) 外部販売サイト等から直接購入者の住所に配送させること
- (3) その他、当社が不適切と判断したもの

74. 福袋やおまけ、セット商品

- (1) いくつかの商品の中から複数の商品をランダムで組み合わせ、商品内容が不透明なもの
- (2) 掲載画像から実際の商品内容が特定できないもの
- (3) 市販の福袋やカードパックなどを開封後、内容物を入れ替えたもの
- (4) 商品の内容が不透明、不明瞭なもの
- (5) その他、当社が不適切と判断したもの

75. 試作品(商品サンプル)の掲載がないオーダーメイド品

- (1) 試作品(商品サンプル)の掲載がないオーダーメイド品
- (2) その他、当社が不適切と判断したもの

76. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に抵触する商品

77. 違法行為(ダフ屋行為等)により入手したチケット、金券

- (1) 違法行為(ダフ屋行為等)により入手したチケット、金券

78. 鯨、イルカの部位を用いた製品

鯨肉、イルカ肉、鯨およびイルカから採取された皮、脂、骨等の部位、およびそれらの加工品

79. 招待代行等、ゲームに関するデータや特典その他の利益

ゲーム等のアカウント、招待 ID、および顧客の招待 ID を使用することを約する類のサービス(招待代行)など、ゲームに関するデータ、特典その他の利益、RMT（リアルマネートレード）

80. 法令上、公道での使用が禁止されている乗物

81. その他、法令に違反しているまたはその可能性があるほか、当社独自の判断で不適当とみなす商品等

- ・トラブルの原因になるとみなされるもの
- ・いたずら出品とみなされるもの
- ・利用規約に抵触するとみなされるもの
- ・商品の販売者等から偽造品が流通しているなどの連絡があり、取引の安全性を確保できないと判断した商品